

小牧市監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和8年3月31日

小牧市監査委員 梅村圭輔

小牧市監査委員 石田知早人

## 財政援助団体等監査の結果に関する措置状況

### 小牧市国際交流協会

#### 〔指摘事項〕

法定労働時間内における所定労働時間を超えた時間外勤務及び法定外休日の時間外勤務に対し、労働基準法の定めを超えた割増賃金の率が適用されている。労働基準法の定めを超えて労働者に有利な取扱いをする場合は就業規則に規定する必要があるが、協会の就業規則において別に定めるとした給与及び手当の規定は確認できない。人件費が補助対象経費であることから、就業規則において時間外勤務に対する割増賃金について規定されたい。

#### 〔措置状況〕

小牧市国際交流協会の職員（事務局長を除く）の時間外勤務に対する割増賃金については、小牧市会計年度任用職員に準じて支給することとし、小牧市国際交流協会就業規則第26条（給与及び手当）を改正し、規定しました。（令和8年4月1日施行）

### 多文化共生推進室（市民生活部）

#### 〔指摘事項〕

協会から提出された補助事業等実績報告書において、補助対象経費のうち、自主財源を充当する経費が示されておらず、補助対象内と補助対象外の経費の区分が不明瞭なまま受理し額の確定通知がされている。

実績報告を受けたときは、補助金がどのような経費にいくら充てられているか等の内容を審査すべきであるが確認できない状況である。補助金が適正に執行されているかを確認できるよう、実績報告書において補助対象事業となる各事業に充当した補助金及び自主財源等の各金額を明確にした書類の提出を求めるとともに、提出を必要とする規定等について整備されたい。

#### 〔措置状況〕

令和6年度分については、補助金及び自主財源等の充当先を明確にした書類の提出を求め、受領しました。また、令和7年度以降については、

補助金交付要綱において、実績報告書の添付書類として、補助金及び自主財源等の各金額の充当先を明確にした書類を添付書類として加えるよう、改正します。